

司法試験 国際関係法(公法系) 平成27年 第1問

問題文

X国、Y国及びZ国は国際連合（以下「国連」という。）加盟国で、Y国は国連安全保障理事会（以下「国連安保理」という。）の常任理事国である。X国、Y国及びZ国は、いずれも「民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」（以下「モントリオール条約」という。）の当事国であり、いずれもモントリオール条約批准時に同条約第1条に定義する行為を国内刑法上の犯罪とし、当該犯罪行為に重い刑罰を科すとともに、同条約第5条1及び2に定める場合に、上記犯罪行為に自国の裁判権を設定するための必要な国内法改正を行っていた。また、Z国は同国の国内法で、上記犯罪が国外で自国の国民に対して行われた場合も自国の裁判権を行使することを定めていたが、X国及びY国の国内法はこのような裁判権の設定をしていない。

Y国法人が運航するY国登録の民間航空機が、Y国からZ国に向けて飛行中に公海上空で爆破され、Y国籍の乗員乗客150名とZ国籍の乗客10名が死亡した。4年後、同事件の実行犯がX国籍の甲であり、甲がX国領域内に所在することを突き止めたY国及びZ国の各警察当局は、当該犯罪行為がモントリオール条約第1条1（b）に定める業務中の航空機を破壊する行為に当たるとして、それぞれ、同行為を犯罪化した自国の刑法を適用して甲の逮捕状の発付を受けた。X国とY国との間及びX国とZ国との間には犯人引渡し条約は締結されていなかったが、Y国とZ国はそれぞれX国に対して甲の仮拘禁を要請し、それに続いて甲の引渡しを請求した。X国の逃亡犯人引渡法は、犯人引渡し条約の存在を引渡しの条件としていないが、同法は自国民の引渡しを禁止している。X国の警察当局は、自国の法令に基づき甲を仮拘禁した後、事実についての予備調査を行う一方、甲が自国民であるので、甲のY国及びZ国への引渡しについては拒否した。しかし、X国の警察当局は、その後3年を経ても、同国における財政事情により十分な捜査人員を確保できていないとして、甲に関する事件を、訴追のために検察当局へ付託しなかった。

そこで、Y国は、政府内で、「国連安保理に『安全保障理事会は、X国による甲の引渡し及び訴追の拒否が国際の平和と安全に対する脅威を構成すると決定し、国連憲章第7章の下に行動して、X国に対して甲をY国に引き渡すよう決定する』という決議案を提出し、その決定を受けて甲の身柄を確保すべきである」という強い意見もあったものの、最終的には、モントリオール条約第14条1に従い、X国を相手として本事件を国際司法裁判所（以下「ICJ」という。）に提訴することを決定した。そして、Y国は、ICJに「①X国は甲が本件犯罪行為の容疑者であることを認識しながら甲のY国への引渡しを拒否し、その後3年を経ても、X国の財政事情を口実にして、甲を訴追するために、権限のあるX国当局に当該事件を付託することを怠つてのことにより、モントリオール条約第7条に継続的に違反していること、②したがって、甲を直ちにY国に引き渡すことによって国際違法行為を停止する義務があること」を宣言するように請求した。

Z国も、モントリオール条約第14条1に従い、X国を相手として、X国による同条約第7条の継続的違反行為の停止を請求する訴えをICJに提起した。この訴えに

において、Z国は自国の原告適格につき、「被害者の国籍に関係なく、Z国がモントリオール条約の当事国であることに基づいて、X国による継続的違反行為の停止を請求する原告適格を有する」と主張した。

以上を踏まえて、下記の設問に答えなさい。

[設問]

1. I C Jに対するY国の請求に対して、I C Jはどのような判決を出し得るかを論じなさい。管轄権の問題は論じなくてよい。
2. Y国政府内で強い意見があったとされている国連安保理決議案を、Y国が実際に国連安保理に提出し、同案が国連安保理決定として採択されたとする。これに対し、X国が「X国とY国との間にはモントリオール条約が締結されているから、甲のY国への引渡しについては、X国は同条約の規定に従って対応する権利を有している」と主張した場合に、Y国はどのような反論ができるかを論じなさい。
3. 原告適格に関するZ国の主張を国際法に照らして評価しなさい。

【参考資料】モントリオール条約

この条約の締約国は、

民間航空の安全に対する不法な行為が人及び財産の安全を害し、航空業務の運営に深刻な影響を及ぼし、また、民間航空の安全に対する世界の諸国民の信頼を損なうものであることを考慮し、

そのような行為の発生が重大な関心事であることを考慮し、

そのような行為を抑止する目的をもつて犯人の処罰のための適当な措置を緊急に講ずる必要があることを考慮して、

次のとおり協定した。

第1条 1 不法かつ故意に行う次の行為は、犯罪とする。

(a) (略)

(b) 業務中の航空機を破壊し、又は業務中の航空機に対しその飛行を不能にする損害若しくは飛行中のその安全を損なうおそれがある損害を与える行為

(c) ~ (e) (略)

2 (略)

第5条 1 いずれの締約国も、次の場合には、犯罪行為につき自国の裁判権を設定するために必要な措置をとる。

(a) 犯罪行為が当該締約国の領域内において行われた場合

(b) 犯罪行為が当該締約国において登録された航空機に対し又はその機内で行われた場合

(c) 機内で犯罪行為の行われた航空機が容疑者を乗せたまま当該締約国の領域内に着陸する場合

(d) 犯罪行為が、当該締約国内に主たる営業所を有する賃借人若しくは主たる営業所を有しないが当該締約国内に住所を有する賃借人に対して乗組員なしに賃貸された航空機に対し又はその機内で行われた場合

2 容疑者が領域内に所在する締約国は、1 (a), (b), (c) 又は (d) の場合に該当する他のいずれの締約国に対しても第8条の規定に従ってその容疑者を引き渡さない場合に第1条1 (a) から (c) までに定める犯罪行為及びこれらの犯罪行為に係る同条2に定める犯罪行為につき自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

3 この条約は、国内法に従って行使される刑事裁判権を排除するものではない。

第6条 1 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、その者の所在を確実にするため抑留その他の措置をとる。この措置は、当該締約国の法令に定めるところによるものとするが、刑事訴訟手続又は犯人引渡手続を開始するために必要とする期間に限って継続することができる。

2 1の措置をとつた締約国は、事実について直ちに予備調査を行う。

3 1の規定に基づいて抑留された者は、その国籍国の最寄りの適当な代表と直ちに連絡をとるための援助を与えられる。

4 いずれの国も、この条の規定に基づいていざれかの者を抑留する場合には、前条1 (a), (b), (c) 又は (d) の場合に該当する国、抑留された者の国籍国及び適当と認めるときはその他の利害関係国に対し、その者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通告する。2の予備調査を行った国は、その

結果をこれらの国に対して直ちに報告するものとし，かつ，自国が裁判権を行使する意図を有するかどうかを明示する。

第7条 容疑者が領域内で発見された締約国は，その容疑者を引き渡さない場合には，当該犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず，いかなる例外もなしに，訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は，自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

第8条 1, 2 (略)

3 条約の存在を犯人引渡しの条件としない締約国は，犯人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い，相互間で，犯罪行為を引渡犯罪と認める。

4 各犯罪行為は，締約国間の犯人引渡しに関しては，当該犯罪行為が行われた場所のみでなく，第5条1 (b), (c) 又は (d) の規定に従って裁判権を設定すべき国の中においても行われたものとみなす。

第14条 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは，それらの締約国のうちいずれか一国の要請によって仲裁に付託される。紛争当事国が仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について合意に達しない場合には，それらの紛争当事国の中のいずれの一国も，国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2, 3 (略)

解説

第1 設問1について

1 問題点

Y国は I C J に対し、「①X国は甲が本件犯罪行為の容疑者であることを認識しながら甲のY国への引渡しを拒否し、その後3年を経ても、X国の財政事情を口実にして、甲を訴追するために、権限のあるX国当局に当該事件を付託することを怠っていることにより、モントリオール条約第7条に継続的に違反していること、②したがって、甲を直ちにY国に引き渡すことによって国際違法行為を停止する義務があること」との宣言を求める請求をしている。I C J がこれに従い、このような宣言を出せるか否かを問う問題である。よって、①についてはX国がモントリオール条約7条の義務に継続して違反していると認められるか否か、②については、X国による7条の義務違反があるとすれば、X国は甲をY国に引き渡す義務を負うかが問題となる。

2 X国によるモントリオール条約7条違反の有無について

問題文に掲載されているモントリオール条約7条は、「容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には、当該犯罪行為が自国の領域内で行われたものであるかどうかを問わず、いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する通常の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。」と定めている。この条文を解釈し、X国がいかなる義務を負っているのかを特定する必要がある。

条約の解釈については、条約法に関するウィーン条約（以下「条約法条約」とする。）31条1項において、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする」と規定されている。かかる規定は、慣習国際法を明文化したものとされているから（リビア・チャド領土紛争事件、I C J 1994.2.3 判決【百選58】参照）、上記モントリオール条約7条についても、文脈によりかつその目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従って誠実に解釈し、具体的にいかなる義務を負うかを導けばよい。上記文言を解釈すれば、モントリオール条約締約国は、7条に従い、領域内に容疑者がおり、他国に引き渡さない場合には、「いかなる例外もなしに」訴追のために事件を付託しなければならない義務を負うことが明らかである。また、X国は財政事情により十分な捜査人員を確保できていないことを理由にしているが、財政事情は国家責任法上の違法性阻却事由に該当しない。したがって、X国は、甲を引き渡さない以上、みずから甲を訴追のために付託する義務を負っている。そして、問題文の事情からすれば、Y国およびZ国からの引渡しの請求に対しX国はこれを拒否している以上、事件付託義務を負うにもかかわらず、予備調査後3年という長期にわたって甲を訴追するための手続を怠っているのであるから、かかる義務に継続して違反していると認められるだろう。

したがって①については、I C J はY国の請求どおりの宣言をすることができる。

3 X国が甲をY国に引き渡す義務を負っているかについて

国際違法行為があった場合、当該違法行為をおこなった国は当該違法行為を中止する義務があることは慣習国際法上確立している。もっとも、中止の方法として、「甲を直ちにY国に引き渡すことによって」中止すべきか否かは別の問題である。上記モントリオール条約7条によれば、「容疑者を引き渡さない場合には、…訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う」と定めるのみであり、引渡し自体は義務となっていない。つまり、引き渡すか否か自体は当事国の選択にゆだねられており、引き渡さないという選択をした場合には、訴追をする義務を負うという規定になっているのである。したがって、X国は甲を引き渡す義務自体は負っていないのであり、あくまで訴追すべき義務に違反しているにすぎないのであるから、違法行為の中止として、甲をY国に引き渡すことを求めることはできない。X国に対し、違法行為の中止として求められるのは、甲を訴追すべきことのみである。

したがって、結論としては、ICJは②の宣言はできず、①の宣言のみが可能であるということになる。

第2 設問2について

1 問題点

問題文からすれば、本問では、安保理において「安全保障理事会は、X国による甲の引渡し及び訴追の拒否が国際の平和と安全に対する脅威を構成すると決定し、国連憲章第7章の下に行動して、X国に対して甲をY国に引き渡すよう決定する」との決定が採択されたことになる。安保理がこのような表現で国連憲章7章に基づく措置を決定する場合、同決定は国連憲章39条および41条に従って行われている。そして、国連加盟国は、国連憲章25条によって、安保理決定を「受諾し且つ履行する」義務を負うから、X国としては、上記安保理決定に従い、甲をY国に引き渡す義務を負うことになる。

一方、前述のとおり、モントリオール条約の解釈によれば、X国が甲をY国に引き渡すか否かはX国の選択にゆだねられており、あくまで甲を引き渡さない場合には訴追をする義務を負うのみであって、引渡し自体は義務ではないことになる。X国の設問文中の主張は、この趣旨をいうものであると解される。そこで、Y国の反論としては、モントリオール条約上の義務よりも、安保理決定に従う義務が優越するという立論をしなければならない。

2 条約上の義務と国連憲章に基づく義務の抵触について

一般に、異なる条約上の義務が抵触するときは、特別法は一般法を破る、後法は前法を破るといった一般原則により解決される。もっとも、国連憲章103条は、「国際連合加盟国この憲章に基く義務と他のいずれかの国際協定に基く義務とが抵触するときは、この憲章に基く義務が優先する。」と規定しているから、Y国としてはこれに基づいて主張をしていくべきだろう。安保理決定に従う義務は国連「憲章に基く義務」であるから、「他のいずれかの国際協定」であるモントリオール条約上の義務より優先され、X国は安保理決定に従うべきこととなる。

なお、このような国連憲章上の義務の優越については、ロッカビー事件（ICJ 1992.4.14 仮保全措置命令【百選105】）においても言及されていることから、同判例を想起できれば解答が比較的容易になる。

第3 設問3について

1 問題点

原則として、国際裁判における原告適格は、みずからの法益を直接侵害された国家にのみ認められる。Z国は、「Z国がモントリオール条約の当事国であることに基づいて」原告適格を有すると主張しているが、Z国がモントリオール条約の当事国であることのみをもって、X国の行為によりみずからの法益を直接侵害されたとはいがたいだろう。

もっとも、国際法上の義務のうちには、国家が特定の他国に対して負う義務だけではなく、国際社会全体に対して負う対世的義務（obligation erga omnes）が存在するとされる（バルセロナ・トラクション会社事件、I C J 1970.2.5 判決【百選70】）。当該条約が対世的義務違反を定めたものであることをもって、直接的な侵害を受けていない締約国の原告適格を基礎づけることができるのか、またモントリオール条約上の義務が対世的といえるかを論じる必要がある。

2 対世的義務と原告適格について

多数国間条約上の義務が対世的義務と認められる場合に、条約上の義務違反行為により直接侵害を受けていなくとも、締約国であることのみをもって原告適格が認められるかという点については、固まった実行・学説があるわけではない。しかし、訴追か引渡しかの義務事件（I C J 2012.7.20 判決）においては、対世的義務は、条約締約国間の共通する利益であるから、その違反があった場合、いずれの条約締約国であっても違反行為の停止を請求する権利を有する旨判示している。この判決に依拠すれば、対世的義務違反の場合、条約のすべての締約国に原告適格が認められると立論することも可能であろう。

3 モントリオール条約上の義務が対世的義務であるかについて

上記の訴追か引渡しかの義務事件（I C J 2012.7.20 判決）では、拷問禁止条約が、「拷問行為の防止及び処罰の確保を共通利益とする」ものであるとし、「事件付託義務は自国領域内での被疑者の存在で発生し、他の条約締約国はすべて被疑者所在地国の当該義務の履行に共通の利益を有するのであり、この共通利益は、問題の義務が他の条約締約国すべてに負う義務という条約締約国間の対世的義務であることを意味する」とした（para.68）。

モントリオール条約は、前文によれば、航空犯罪の抑止および処罰をその目的としており、航空犯罪が拷問と同様に国際社会における重大犯罪であることに鑑みれば、拷問禁止条約と同様に、航空犯罪の抑止と処罰を締約国間の共通利益とした条約であるとみることができるだろう。さらに、拷問禁止条約7条1項（容疑者を引き渡さない場合には訴追のため付託する義務を定めた条項）と、モントリオール条約7条の規定ぶりは共通しており、この点を手掛かりにして、モントリオール条約においても、訴追義務について、すべての条約締約国間の共通の利益であると解することができる。

模範答案

1

第1 設問1

- 1 I C J が Y 国の請求どおりの判決を出すためには、Y 国の主張どおり、① X 国が甲を訴追するために権限のある当局に付託することを怠っていることにより、モントリオール条約（以下「本条約」とする。）7 条に継続的に違反していることと、そのため② X 国が Y 国に対し甲を直ちに引き渡すことにより国際違法行為を停止する義務があることが認められる必要がある。
- 2 まず、①の事実が認められるか。
 - (1) 本条約 7 条は、「容疑者が領域内で発見された締約国は、その容疑者を引き渡さない場合には…いかなる例外もなしに、訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う」と定めている。かかる文言を、文脈により、条約の趣旨および目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従って誠実に解釈すれば、本条約の締約国は、容疑者が領域内で発見された場合、他国に引き渡さないのであれば必ず訴追する義務を負っているといえる。
 - (2) 本件において X 国では、Y 国登録の民間航空機が公海上空で爆破された事件の「容疑者」である甲がその「領域内で発見」されている。そして、X 国は、Y および Z 国に対する甲の引渡しを拒否していることから、本条約 7 条に従い、訴追のため事件を付託する義務を負っている。そうであるにもかかわらず、X 国は、容疑者所在地国として、5 条 2 項の義務及び 6 条の義務（予備調査）を履行しながら、3 年という長期にわたって事件を付託していないことから、上記義務に継続的に違反しているといえる。なお、同条には「いかなる例外もなし

2

に」と定められていること、財政事情は国家責任法上の違法性阻却事由には当たらないことから、財政事情により十分な捜査人員を確保できていないという理由によって、付託義務の懈怠は正当化されない。

- (3) 以上より、X 国は本条約 7 条の義務に継続的に違反しているといえ、I C J は①のとおりの宣言をすることができる。

3 では、②についてはどうか。
国際違法行為があった場合、それを受けた他国は国際違法行為の中止を求めることができる。もっとも、本条約は、「容疑者を引き渡さない場合には、…訴追のため自国の権限ある当局に事件を付託する義務を負う」と定めるのみであり、容疑者を引き渡すか否かを当事国の選択にゆだね、引き渡さない場合に訴追すべき義務を課しているにすぎない。したがって、X 国による国際違法行為は、甲を訴追しない行為であり、甲を引き渡さない行為そのものは国際違法行為とはいえないから、国際違法行為の中止として、甲の引渡しを求ることはできず、甲を訴追するため当局に付託すべきことを求めうるのみである。

したがって、I C J は②のとおりの宣言をすることはできない。

- 4 以上より、I C J は、X 国が本条約 7 条の義務に継続的に違反している旨を宣言する判決のみを出しうる。

第2 設問2

- 1 前述のとおり、X 国は本条約上、甲を Y 国に引き渡す義務を負っていない。一方、安保理では、X 国が Y 国に甲を引き渡すべき旨が決定されている。安保理決定は国連加盟国に対し法的拘束力を持つ（国連憲章 25 条）から、安保理決定によれば X 国は甲を Y 国に引き渡す義務を負つ

3

ていることになる。よって本件では条約上の義務と安保理決定に基づく義務が抵触している。そこで、Y国としては、安保理決定に基づく義務が本条約上の義務に優越すると反論することが考えられる。

2 国連憲章103条は、他の国際協定に基づく義務と国連憲章に基づく義務が抵触する場合、国連憲章に基づく義務が優先すると定めている。安保理決定により生ずる義務は、国連憲章に基づく義務であるから、本件ではこれが本条約上の義務に優越する。したがって、X国は安保理決定に従い、甲をY国に引き渡す義務を負う。

第3 設問3

1 國際裁判における原告適格は、原則として、他国の國際違法行為によりみずからの法益を直接侵害された国家にのみ認められる。もっとも、ある義務が特定の他国に対して負う義務ではなく、國際社会全体に対して負う對世的義務である場合、かかる義務は國際社会の共通の利益であるといえるから、その義務違反に対して、直接的な侵害を被っていない国家であっても原告適格が認められる場合がある。

2 ある多数国間条約が對世的義務を定めたものである場合、当該義務は条約締約国間の共通の利益であるから、その違反があった場合、当該違反により直接的な侵害を被ったか否かにかかわらず、当該条約のすべての締約国が違反行為の停止を請求する権利を有する（訴追か引渡しかの義務事件）。したがって、本条約が對世的義務を定めたものであると認められれば、Z国はその当事国であることをもって原告適格が認められる。

3 では、本条約が對世的義務を定めたものといえるか。

4

本条約は、その前文によれば、航空犯罪の抑止と処罰を目的としている。航空犯罪は、テロリズムにも結びつく重大犯罪であり、航空犯罪が國際社会に与える影響の大きさに鑑みれば、その処罰のために定められた本条約7条の事件付託義務は、条約締約国はその履行について共通の利益を有するといえ、かかる義務は条約締約国間の對世的義務であるといえる。

4 以上より、Z国が本条約の当事国であることをもって、Z国に原告適格が認められる。

以上